平成２１年（フ）第２０９号
茨城県結城市大字結城801番地８
債務者　赤澤　髙道
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２１０号
茨城県結城市大字結城801番地８
債務者　赤澤　　薫
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２２１号
茨城県結城郡八千代町大字平塚4737番地70
債務者　森　　明子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２２４号
茨城県下妻市本宿町２丁目24番地　ソル・レヴェンテⅡ203号
債務者　上野　衆治
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２２５号
茨城県結城郡八千代町大字貝谷２番地６、前住所茨城県結城郡八千代町大字若1552番地２
債務者　岩田　文好
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２２６号
茨城県結城郡八千代町大字貝谷２番地６、前住所茨城県結城郡八千代町大字若1552番地２
債務者　岩田アサヱ
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２３７号
茨城県筑西市小川1391番地357
債務者　成川　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２４１号
茨城県筑西市玉戸1523番地118　フローラル３Ａ102
債務者　大塚　光宏
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２４２号
茨城県筑西市玉戸1523番地118　フローラル３Ａ102
債務者　大塚多美江
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２４３号
茨城県筑西市新治1993番地20
債務者　大久保智代美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１１０号
群馬県みどり市笠懸町久宮248番地１　メゾンド清水Ⅱ―305
債務者　小倉　秀明
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１１１号
群馬県みどり市笠懸町久宮248番地１　メゾンド清水Ⅱ―305
債務者　小倉　真己
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第８３０号
千葉県船橋市丸山４丁目23番９号
債務者　安達　和子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９５４号
千葉県船橋市習志野２丁目８番30―105号
債務者　堀内千奈津（旧姓尼田）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９５７号
千葉市若葉区桜木２丁目８番19号
債務者　尾形　智康
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９６０号
千葉県市川市大野町２丁目147番地２　メゾンブランドール101号
債務者　田村　貴之
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９８７号
千葉県市原市東五所10番地３　ネオハイツイーストＡ棟２Ｆ203
債務者　佐々木里子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９９１号
千葉市若葉区桜木４丁目18番10号　ウッドハイツ102号
債務者　平川　陽子（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係